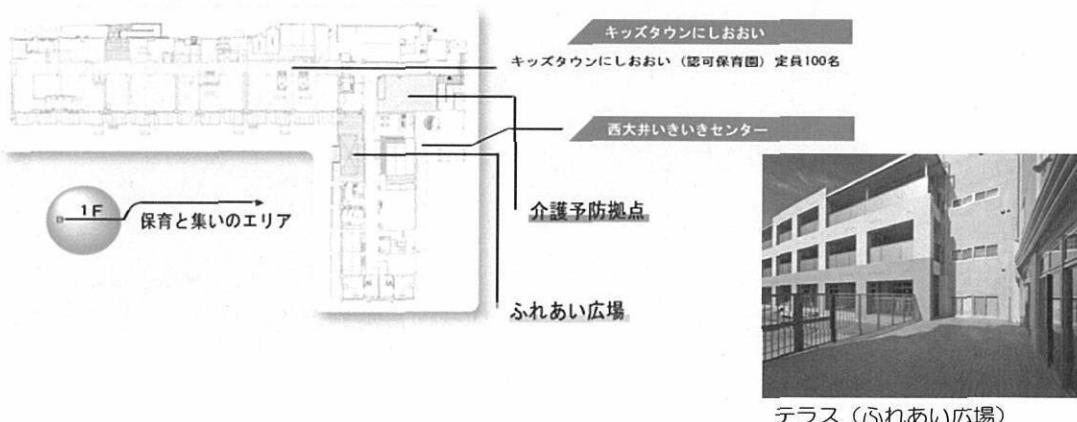


西大井いきいきセンター(ヘルスケアタウンにしおおい)

◎概要

施設：西大井シルバーセンターの移転とあわせて介護予防拠点として整備。コミュニティレストラン、大浴場等を整備。
延床：692m²
建物：RC3階建ての1階部分（旧主校舎）
運営：社会福祉法人こうほうえん
対象：60歳以上の元気な高齢者
事業：自主的な活動・交流の促進と介護予防事業等



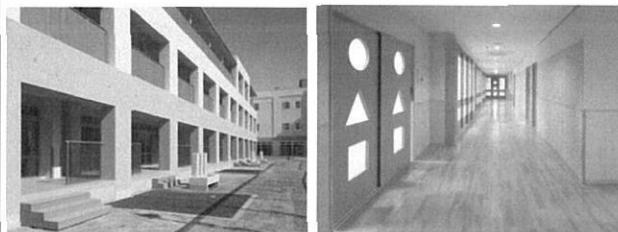
(図3) 西大井いきいきセンターについて

キッズタウンにしおおい(ヘルスケアタウンにしおおい)

◆認可保育園

◎概要

名称：キッズタウンにしおおい
運営：社会福祉法人こうほうえん
延床：1,017m²
建物：RC3階建ての1階部分
定員：100名（0歳児～就学前）
開所時間
平日7:00～20:00
(延長保育7:00～7:30、18:30～20:00)
土曜7:00～18:00
(延長保育7:00～7:30)



園庭

廊下

◎施設導入の目的

品川区の就学前教育プログラムを取り入れた教育・保育を総合的に実施していくとともに、地域の子育ての拠点としての役割を担う。



保育室（乳児）

保育室（幼児）

社会福祉法人こうほうえんホームページより

(図4) キッズタウンにしおおいについて

事例3 「高齢者のすまいの情報提供」

神戸市、神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）

神戸市すまいの安心支援センター（愛称：「すまいるネット」）は、阪神・淡路大震災の教訓から、住宅の安全性の向上と維持管理の適正化の重要性が再認識されるとともに、住宅の品質や機能に対する市民意識が高まったことなどを背景に、神戸市すまい審議会住生活部会の提言「すまいに関する消費者（市民）支援のあり方」を受けて、平成12年10月に設置された。

他の機関と連携しながら、市民の視点に立った情報の提供、相談対応、市民や専門家・事業者の活動の場やネットワークの核としての機能を持つことを目的として、住宅に関する情報をわかりやすく提供し、消費者（市民）が良好な住宅を得るための判断ができるようサポートするための拠点となっている。神戸市住宅供給公社に属しており、神戸市の委託事業として運営されている。

1. 事業概要（図1）

市民のすまいに関するワンストップ型の総合拠点として、関連機関との密接な連携・協力体制を構築しつつ、各種相談の受付やすまいに関する情報の収集・発信、普及啓発活動等を実施している。また、高齢者向け住宅・施設について、住宅部局の持つ高齢者向け住宅情報と福祉部局の持つ福祉施設情報を一元化し、すまいるネットの相談窓口及びホームページ（神戸・すまいるナビ）等で情報提供を行っているほか、高齢者の住み替えを中心に高齢者や家族の立場から様々な相談に応じている。

【相談業務】

- ①窓口相談員（建築士等）による住宅相談
- ②専門家（弁護士等）による高度な専門相談
- ③現地アドバイスを行う専門家の派遣
- ④高齢者の住み替え相談

【情報提供】

- ①公的・民間住宅の物件情報の提供
- ②行政情報の提供
- ③建設業者等の選定支援
- ④高齢者向け住宅・施設に関する情報提供

【普及啓発】

- ①セミナー、イベントの開催
- ②住教育の企画、実践
- ③冊子等の作成、発行

④出前講座の実施

【関連業務】

①住まいに関する補助事業・耐震診断等の受付

②マンション管理組合の活動支援

2. 高齢者の住み替え相談について（図2）

相談窓口では、常時4名の相談員（建築士2、ファイナンシャルプランナー1、消費生活相談員1）が、工事の不具合、訪問販売、リフォーム、売買契約、賃貸の入退居、資金計画、マンション管理など、すまいに関するあらゆる相談に応じている。また、相談業務の一環として、高齢者向けの住宅や施設に関する情報を一元化したホームページ「神戸・すまいるナビ（高齢者向けすまいを探す）」（以下、高齢者向けすまいるナビ）を開設し、高齢者向けの住宅や施設探しの支援を行っている。

高齢者の住み替え相談については、平成17年2月のサービス開始時に、各種制度、住み替え先を選ぶ際の留意点など一元化した情報についての研修（相談員養成講座）を高齢福祉課、介護保険課と合同で実施した（図3）。また神戸市生活情報センターと相談内容の情報交換（連絡カードの活用）を行っている。

神戸市内の高齢者向け住宅・施設で対象としているものは以下のとおりである。

住宅系	高優賃(8)、高専賃(13)、高円賃(86)、あんしん賃貸住宅(26)、シルバーハウジング(40)、インナーシティ高齢者特別住宅(14)
施設系	有料老人ホーム(52)、ケアハウス(16)、軽費老人ホームA型(1)、生活支援ハウス(1)、養護老人ホーム(9)、認知症高齢者グループホーム(71)、特別養護老人ホーム(74)、介護老人保健施設(47)、療養病床(20)

（ ）は件数 <2010年1月現在>

3. ホームページ「神戸・すまいるナビ」による情報提供について（図4）

相談者一人一人の事情に応じて住み替え先をアドバイスする相談業務とともに、ホームページにより、高齢者向け住宅や選び方のポイントなどを情報提供している。高齢者向けすまいるナビでは高齢者向け住宅・施設探しをサポートするため、主に以下の内容を掲載している。

①選び方のポイント

住み替える際の資料収集や比較検討、施設見学、契約など、それぞれの注意点をチェック方式で確認できる。

②神戸市内の各住宅・施設の概要

介護が必要かどうかによって、「元気型」と「介護型」に区分し、両者の種類ごとの制度説明と、神戸市内の各住宅・施設の概要を掲載している（一部リンク先での掲載を含む）。

③すまい探しチャート

介護の必要性や費用面など二者択一で答えると、自らのニーズに合う住宅・施設の分類ができる。

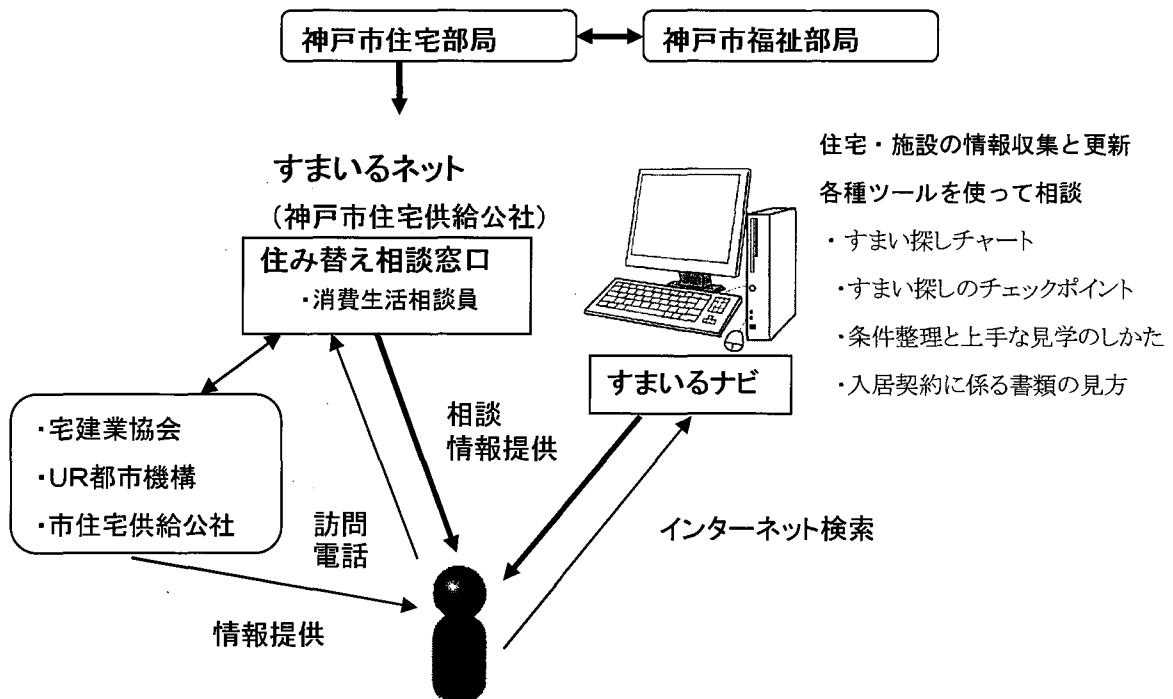
④介護支援情報

介護保険サービスを受けるための指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、住宅改修助成などの情報を案内している。

4. セミナーや出前講座による普及啓発

自治会や老人会、婦人会、給食会などの場で市民向けのセミナーを開催し、専門家を招いて高齢者向け住宅の種類や福祉施設の探し方、選択のポイントなどのテーマで住み替え支援の情報提供を行っている。

現在、高齢者の住まいとして提供されているものは、多種多様な形態のものが提供されており、情報開示の程度も表示の仕方も個別性が高いことから、高齢者が住み替えを考えた場合、比較判断材料となりうる情報が得にくく、また情報の内容について理解がしにくいものもあり選択が困難な状況にある。このような状況のなかで、市民のすまいに関するあらゆる相談に応えるワンストップ型の総合拠点として、高齢者のニーズを的確に対応した住まいの選択が可能となるような情報提供、相談事業として担う役割として、今後ますます必要性が高くなるものと考えられる。



(図1)すまいるネットのしくみ(概略)

すまいるネット神戸



写真1 入り口 (EV ホールより)



写真2 入り口 (エスカレーターホールより)



写真3 内観全景



写真4 相談カウンター



写真5 ライブラリー

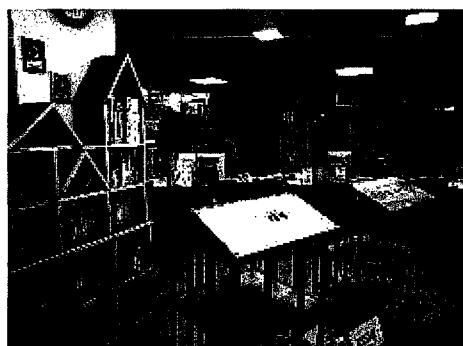


写真6 構造模型

1

(図2)すまいるネットの様子

	テーマ	講師
第1回	・高齢者向け施設に関する法的な仕組み・体系の概要、介護保険や他の法令の概要や趣旨・方向性等 ・高齢者福祉施策の取り組みの概要と窓口 ・あんすこセンター・えがおの業務・役割	神戸市保健福祉局高齢福祉課
第2回	・神戸市における介護保険施策 ・介護保険に関する相談苦情の窓口	神戸市保健福祉局介護保険課
第3回	自立者を対象とした住み替え先の種類・特徴・費用、 メリット・デメリット	シニアライフ情報センター
第4回	要介護者を対象とした住み替え先の種類・特徴・費用、 メリット・デメリット	
第5回	住まい方の選択の手順と費用	
第6回	住み替え先のチェック方法、書類の見方	
第7回	施設見学	
第8回	神戸市内の高齢者向け住宅(自立者対象)の種類と 選択方法	神戸市
第9回	相談実習、シュミレーション	シニアライフ情報センター
第10回	・相談開始にあたっての心構え、役割 ・高齢者向けすまいに関する情報提供について(内容 等)	シニアライフ情報センター 神戸市

(図3)高齢者向けすまいに関する情報提供・相談業務に関する研修内容について

■ホーム（高齢者向け住まいを探す）

すまいと暮らしの総合案内
神戸・すまいるナビ
(高齢者向けすまいを探す)

すまいるネットへの行き方 お問い合わせ

ひ住まいについて相談する

KOBE House and Life Navigation

サイト内検索 検索

Last Update 2011.04.14

神戸・すまいるナビ サービスマニュ

① 高齢者向けすまいを探す

高齢者向け住宅・施設の選び方
高齢者向け住宅・施設の選び方のポイントを紹介いたします。

高齢者向け住宅・施設を探す

【元気型】
身のまわりのことを自分でできる方

【介護型】
介護が必要な方

介護相談・介護支援
高齢者の介護についての情報をご案内します。

高齢者向け住宅・施設情報を調べる
様々な高齢者向け住宅・施設についての情報を提供しているサイトを紹介します。

国 兵庫県 神戸市
公益法人 福祉施設団体 その他

KOBE すまいるネット 神戸・すまいるナビ

掲載されている高齢者向け住宅・施設は…

インナーシティ高齢者特別賃貸住宅
高齢者向け優良賃貸住宅
高齢者円滑入居賃貸住宅
高齢者専用賃貸住宅
あんしん賃貸住宅
シルバーハウジング
有料老人ホーム
軽費老人ホームA型
ケアハウス
生活支援ハウス
養護老人ホーム
認知症高齢者グループホーム
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
療養病床

●このサイトについて ●リンクの注意

Copyright© 2003 City of KOBE All Rights Reserved

(図4)神戸・すまいるナビ(高齢者向けすまいを探す)

事例4 「バリアフリー化に向けた連携」（かながわ住まい・まちづくり協会）

神奈川県においては、急速に高齢化が進行しており、独居や夫婦のみ世帯が急増することと相まって、高齢者が住みやすい福祉住環境を整備することが緊急の課題となっている。そこで、高齢者や障害者が、住み慣れた地域や住宅で生活ができるよう、また、介護の負担軽減という観点からも住宅のバリアフリー化が重要である。

社団法人かながわ住まい・まちづくり協会（以下、協会という。）では、平成4年度より全国に先駆け、住宅のバリアフリーリフォームにおける建築と医療・福祉分野との連携（チームアプローチ）による相談体制を整備し、相談者の身体状況及び生活環境に則した助言や改造プランの提案を行ってきた。併せて、平成14年度より、「高齢者向けの住宅改造施工業者登録制度」を創設して、改修事業者の技術力の向上も図ってきた。

しかし、今後はケアの専門家との連携を強化して、良質なバリアフリー住宅改修や福祉用具の適切な活用など福祉住環境を整備するための支援を行うとともに、こうした情報を総合的に提供することが課題となっている。平成22年度に創設された国土交通省の高齢者等居住安定化推進事業（図1）を活用した協会の取り組みについて紹介する。

1. 事業の概要について

高度経済成長期に建設された住宅ストックを、今後の超高齢社会に適合できるよう、ケアの専門家と連携し、神奈川県内において良質なバリアフリー改修工事等が推進できる体制を構築することを目的として、以下の事業を実施している。

- 1 住宅に関わる改修事業者を対象とした研修
- 2 ケアの専門家による福祉住環境整備に関する訪問相談
- 3 改修プランの作成・実施設計・工事監理
- 4 事業成果の情報提供

チームアプローチによる相談体制、並びに、高齢者向け住宅改造施工業者登録制度に基づく登録施工業者の活用によるケア連携体制を強化するとともに、神奈川県理学療法士会や作業療法士会との連携と協力をはじめ、研修交流、情報提供、普及啓発の面において、県内の建築及び福祉関連団体等との連携を図っている（図2）。

2. 住宅に関わる改修業者を対象とした研修について

協会では、従来から神奈川県内の住宅改造施工業者を対象とする「高齢者向け住宅改造施工業者登録制度」に基づく研修事業を行っており、協会に所属する建築士に加え、医療・福祉分野の専門職等を講師として、事業者の新規登録、登録更新、スキルアップのためのセミナーを開催しており、現在462事業者の登録がある。

研修目的として、要介護高齢者や障害者向けの住宅改修について、利用者のニーズを

的確に把握(アセスメント)したうえで住宅改修の目標をケアの専門家と一緒に設定し、改修工事を実施する一連のプロセスが重要であるとの観点から、リハビリの視点を活かし、利用者の自立支援につながる福祉住環境を整備できることを目的とした施工業者の人材育成及び改修工事等の質の向上を目的とした研修を1年に2~3回実施をしている。

3. ケアの専門家による福祉住環境整備に関する訪問相談について

社会福祉協議会等福祉関係団体又は住宅所有者からの要請があった場合、協会所属の建築士が相談内容を把握し、担当のケアの専門家(看護師、理学療法士、作業療法士をいう。以下同じ。)を日程調整のうえ現地へ派遣し、住宅所有者等からの要望を踏まえ、相談に応じ必要な助言を行なう。また、ケアの専門家は、現地に立ち会った建築士が作成した改修プランの概要に必要な助言を行うこととする。なお、ケアの専門家による現地における訪問相談、助言は1件につき最大2回とし、それぞれの所要時間は最大2~3時間としている。

4. 改修プランの作成・実施設計・工事監理について

改修プランの作成に関しては、①協会一級建築士事務所、②協会に登録する建築士事務所のうちいずれかの事務所が依頼者(住宅所有者)と設計若しくは工事監理に関する契約を締結し、契約金額のうち1/3の額を依頼者の負担とする。但し、契約金額が30万円を超える場合は、30万円を超える額に10万円を加えた額を依頼者の負担とする。改修プランの作成方法は建物の現況調査、既存設計図書との照合を行い、訪問調査を基に改修イメージを作成する。また担当のケアの専門家により検討案に対する助言をもらい、検討案につき依頼者(住宅所有者)と合意に至ったら、実施設計・工事監理契約を締結する。

実施予定戸数については平成22~24年度の3年間で150戸を整備予定としている。改修内容については以下のとおりである。

対象者の日常生活動線が確保されるとことを旨とし、居室から浴室及び便所等への移動を可能とし、自立もしくは介助により入浴及び排泄を容易に行なうことができるよう次の改修工事を対象とする。

《A 基本工事》

- 1 介功用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事
- 4 便所を改良する工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の段差を解消する工事
 - 7 出入口の戸を改良する工事
 - 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
- 《B その他移動又は利用の円滑化、高齢者等の安全の確保に資する工事》
- 1 敷地が接する道路から住宅入口まで容易に移動するために、スロープを設置する等の段差解消のための工事
 - 2 エレベーター又は段差解消機を設置する工事
 - 3 リフトの設置等移動の円滑化のために設ける機器を設置するために必要となる住宅の構造を補強するための工事
 - 4 車いすで容易に利用するために洗面台、流し台を取り替える工事
 - 5 ヒートショック対策として、便所、浴室又は脱衣室について、床、壁、天井の断熱性能向上させるための工事

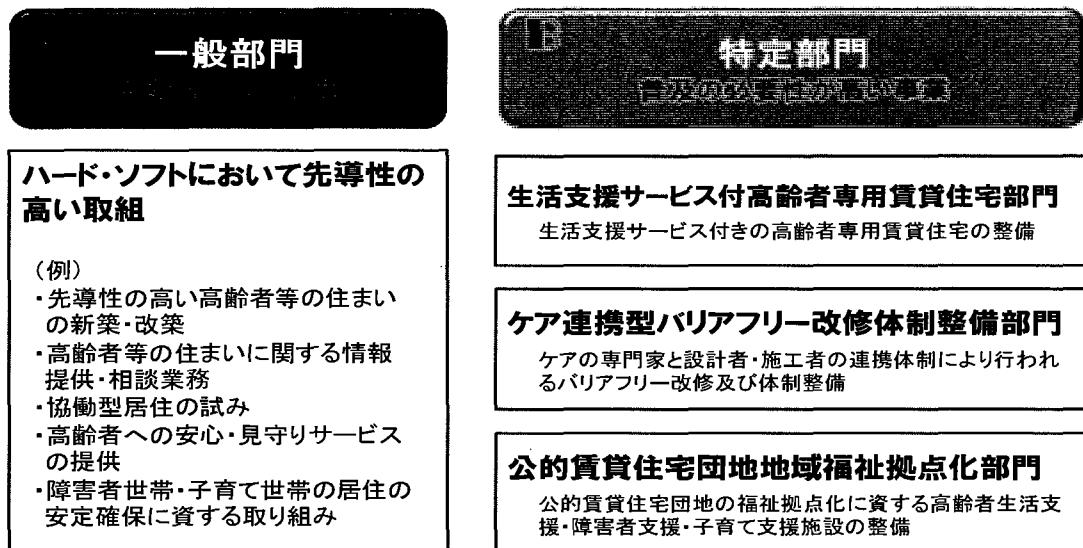
5. 事業成果の情報公表について

インターネットや紙面媒体等により、広く情報提供を行うほか、様々なイベント等を通じて、普及啓発を行うこととしている。

具体的には、Web 上に「かなかがわバリアフリー情報館（仮称）」を開設（HP の基本設計、DB 設計、ウェブページの作成及び検証）し、要介護高齢者の自立支援に向けた住まいづくりの考え方や事例、質の高い施工業者等の照会を行う。主な中身として、①自立支援に向けた住宅改修の基本的な考え方及び手続き、②写真や動画を活用した事例紹介、③良質な住宅改修・福祉用具貸与事業者の紹介を盛り込むこととしている。

また、本事業の内容を簡単にまとめたチラシを作成し、県内市町村、関係団体及び施工業者等に配布するとともに事業の告知を行う（図3）。また、本事業で取り扱った事例等を掲載した報告書を作成し、ケアの専門家との連携を推進し、良質な住宅改修が行われるよう普及啓発を行うこととしている。

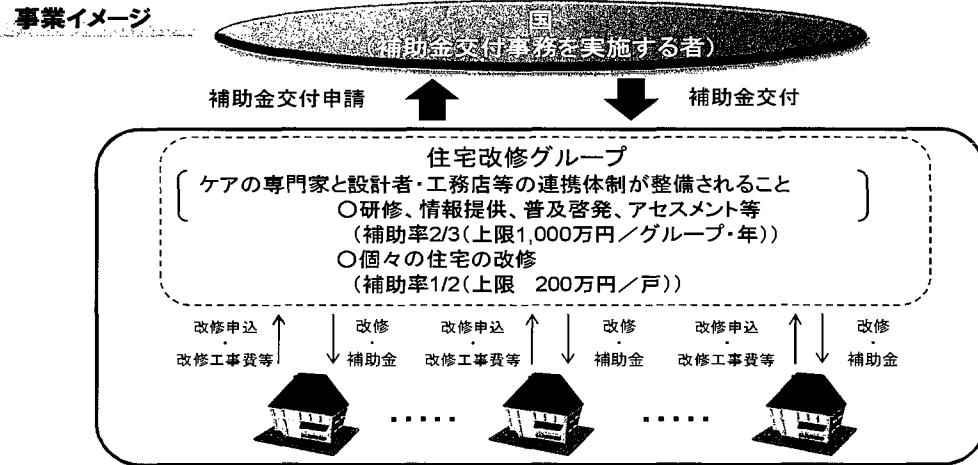
高齢者等居住安定化推進事業の部門



※選定された事業の助成期間は3年間

平成22年度予算案: 160億円

ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門



住宅改修グループのイメージ

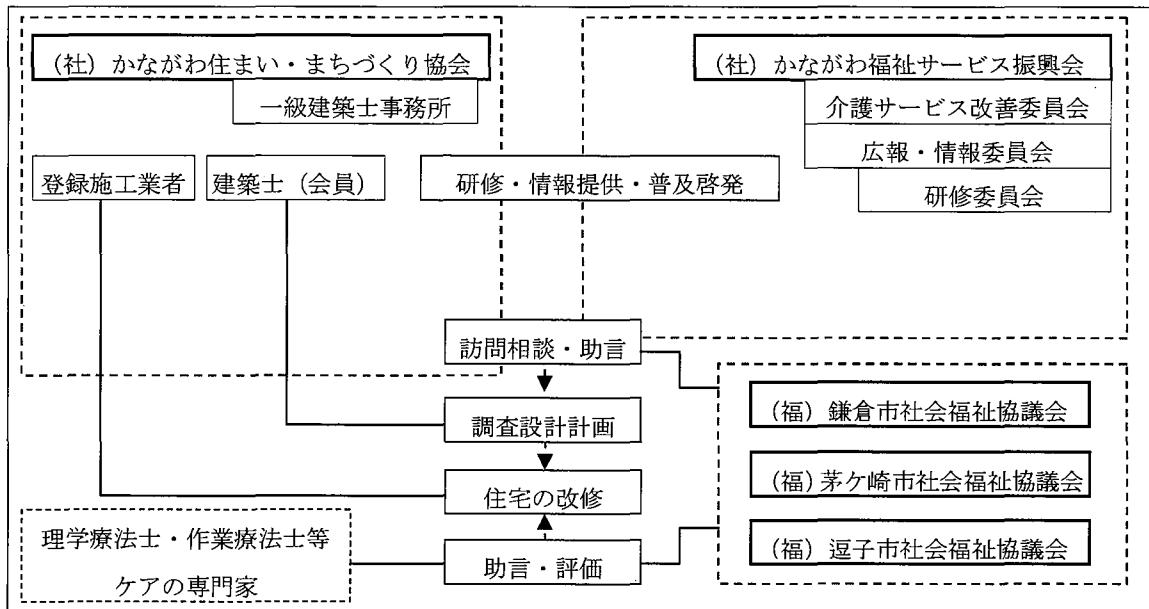
- [1] リハビリテーション機能を有する医療機関、介護保険施設等と地域の設計者・工務店等により構成されるもの
- [2] 地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの
- [3] その他、ケアに係わる福祉等の関係者及び地域の設計者又は工務店等の建築関係者により構成されるもの

住宅改修の対象となる住宅

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

(図1) 高齢者等居住安定化推進事業について



(図2) 事業実施体制について

ご活用ください。

【国庫補助事業】

神奈川県住まいのバリアフリーリフォーム支援事業



- この事業は神奈川県内の5つの公益法人が共同して実施します。
- 医療や福祉の専門家と連携して、高齢者等の依頼者の状況に応じたバリアフリー改修工事を支援します。
- 住宅のバリアフリー改修工事などに国の補助金が出ます。



【事業の要件】 ······

次に掲げる方が居住する住宅を対象として、居住者の状況に応じた住宅改修を行い、その効果を検証するものであることが求められます。

要介護認定、要支援認定又は障害者等級認定（障害者手帳の交付を受けている方に限られます。）を受けている方。



左記に準ずる方であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める方。



【事業の流れ】 ······

1 バリアフリーリフォーム工事に関するご相談

- バリアフリーリフォーム改修工事をお考えの方（依頼者）は、（社）かながわ住まい・まちづくり協会（以下「まち協」と略します。）など事業実施主体または裏面記載の工務店などにお電話でご相談ください。その際に、この事業の内容等を詳しくご説明します。

2 ケアの専門家の派遣

- ご相談の内容に応じ、まち協からケアの専門家と建築士をご自宅に派遣します。
- ケアの専門家は、依頼者からのご相談に応じるとともに、依頼者の身体特性などに適した改修内容についてアドバイスします。



3 改修プランの作成

- ケアの専門家の助言をもとに、ご希望に応じ建築士が具体的な改修プランを作成します。
- 建築確認が必要な場合や、詳細な設計が必要な場合な

どでは、まち協やまち協が委託する一級建築士事務所に設計を依頼することができます。この作成費用には20万円を限度として2/3の補助があります。

4 バリアフリー改修工事の実施

- 具体的な改修工事については、まち協の共同事業者として登録している改修業者の中から、まち協が適当と思われる施工業者を選びます。
- この改修工事に要する費用の合計額の1/2（上限200万円）の補助があります。
- まち協は、改修工事の期間中、工事が国に申請したとおりの内容で施工されているかどうか現地で確認します。



5 補助金の受け取り

- 工事完了後、国への報告等の手続きはまち協が行いますが、予め補助金の受け取りや業務報酬に関して依頼者、施工業者、まち協の三者で規約を結んでおきます。

【事業実施主体】

社団法人 かながわ住まい・まちづくり協会（代表提案者）
社団法人 かながわ福祉サービス振興会

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会

（図3）チラシについて

事例5 「様々な関係者との連携によるまちづくり」（千葉県柏市）

人口約40万人、東京圏のベッドタウンである千葉県柏市にある豊四季台団地は、昭和39年に特殊法人日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構）が建設した団地で、平成22年10月時点で約6,000人が住んでいるが、団地の高齢化率は約40%と全国平均を大きく上回り、住民の高齢化と建物の老朽化が進み、いわゆる都市部における限界集落への対策が求められているところである。

こうした背景のもと、都市再生機構の豊四季台団地の建て替え事業を契機として、平成21年6月に、柏市、東京大学、都市再生機構で構成する「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会」が発足した。発足以降、市民向けのシンポジウムを3回開催し、平成22年5月には三者で協定を締結し、「高齢社会の安心で豊かな暮らし方、まちのあり方」について産・学・官が一体となって検討を進めているところである。

1. 基本方針について

今後の超高齢化社会におけるまちづくりの観点から、「いつまでも在宅で安心した生活が送れるまち、いつまでも元気で活躍できるまち」を目指し、以下の2つの方針を実現することとしている。

- ① いつまでも在宅で安心した生活を送ることを可能とするため、医療・看護・介護・住まいが連携して、在宅介護を要する高齢者を支える新たな在宅医療の推進システムを構築する→地域包括ケアの具体化への取り組み
- ② 住み慣れた地域で、人と人とがつながり、支えあう地域社会を構築するとともに、多方面にわたる地域課題を解決するため、高齢者が様々な分野で就労する場を創設する→高齢者の生きがい就労への取り組み

2. 地域包括ケアの具体化への取り組みについて

現在の柏市における医療を取り囲む状況は、病院数・診療所数とともに全国と比較して少なく（対人口10万人比）、非常に厳しい状況にある。

病院においては在院日数の短期化を図っているが、病床利用率は高く、今後の高齢化に伴い入院患者が増加する中では、在宅での療養が必要となる。一方で、一般診療所は外来の対応で多忙な状況にあり、訪問診療へのニーズに応じることは厳しい状況にある。今後の超高齢化社会における市民、診療所、病院が置かれる状況に鑑みると、迅速に在宅療養を推進する政策が必要とされる。

在宅医療推進にあたり、診療所が抱える24時間在宅医療体制による肉体的・精神的不安や通常の外来診療への支障、在宅医療のやり方や効率的経営の可能性といった課題や不安を解消することが必要である。具体的な方針として、主治医の訪問診療を補完する訪問診

療を行う診療所を設けて、主治医・副主治医が相互に協力して訪問診療を提供する。また、医師のグループ化を図り、相互に訪問診療をサポートすることで、地域全体を支える体制を構築する。これに加え、急性増悪時の対応として、病院の短期受け入れのベッドの確保、24時間対応できる訪問看護と訪問介護の充実、多職種が連携したサービスの提供といった、在宅医療に対する負担を軽減するバックアップシステムの構築を図る（図1）。

併せて在宅医療に携わる医師の増加及び質の向上を図るために在宅医療の研修プログラムの開発、多職種連携を円滑に行うための患者情報を共有する情報システムの構築、市民を対象とした在宅医療に係る周知・啓発についても展開する。

これらを実現するため、在宅医療、がん対策を含めた柏市の地域医療全体を支える拠点を整備する。この拠点は、柏市全域の医師に対する診療支援、医療全般の情報拠点、多職種の連携拠点といった性格を有する。（図2）。

また、住み慣れた地域で在宅の生活を可能とするためには、在宅医療の推進とあわせて、医療・看護・介護のサービスが連携した上で一体的に提供することが望ましく、更には、高齢者の居住環境整備も重要な要素となる。

具体的な対応として、診療所や訪問看護ステーション、24時間対応の訪問介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所等が併設された、医療・看護・介護を包括的に提供するサービス付き高齢者向け住宅の整備について検討を行っている。

3. 高齢者の生きがい就労について

団塊の世代の大量退職により、2015年までに、毎年約4,000人の退職者が地域に戻ってくることが推計されている。これらの高齢者が、社会とのつながりを保ち、地域で孤立することがないよう、地域における就労の場を確保し、そこに参画することで、コミュニティ構築を促す高齢者の生きがい就労を実現する。具体的には、(1)農業、(2)生活支援、(3)育児、(4)地域の食の4分野で高齢者の就労の場を創生する。（図3）。

(1) 農業について

農業者が集まって出資して、組合組織を創設することにより、組合が土地の確保、人の確保、経営の安定について支援を行う。また農業者は組合組織に雇用される高齢者を活用し、自らの事業規模拡大に伴う農業を実施する。休耕地を活用した「都市型農園事業」やLED照明を利用した「ミニ野菜工場事業」、建替後リニューアル団地における「屋上農園事業」といった事業に取り組む。

(2) 生活支援について

生活支援サービスは、今後増加が見込まれる要支援・要介護高齢者や高齢者単身世帯、共働き世帯や母子父子家庭等の増加により、今後ニーズが一層増加することが見込まれる一方で、柏市内では生活支援サービスの担い手であるボランティアが不足している。このため、生活支援の人手不足を補うために、高齢者の生きがい就労により、要支援・要介護高齢者に対する介護保険対象外の生活支援サービス（掃除・洗濯・外出支援・御用聞き等）

や子育て世帯を対象に、子どもの送迎等の家事のサポートサービスを実施する。

(3) 育児について

放課後の居場所の確保や保育士の不足、少子化対策としての子育てサービスの充実を図るために、高齢者の知識・経験を活用し、育児サービスの課題を解決する。具体的には、小学校1年生～中学校3年生までの子どもを対象に学習機会の提供する居場所を整備し学習支援を行うとともに、保育・学童保育・教育の充実のための出前講座に講師として派遣を行う。また、子育て支援センターを創設し、一時保育や子育て世代の相談サロンなど子育て支援の提供を行うこととしている。

(4) 地域の食について

現在高齢者世帯の食生活は欠食や偏食、食の煩わしさから食の外部依存が進んでいることから、高齢者のニーズに沿った食サービスを提供するレストランを設置し、栄養管理の行き届いた食の提供を確保する。また、多世代のコミュニティ構築が可能となるよう、このレストランは地域コミュニティの土台となることが期待されるものである。

4. 今後の方針について

柏市第四次総合計画後期基本計画において、地域医療体制の充実のための拠点整備及び高齢者が求める多様な働き方の受け皿としての就業機会に関する内容が盛り込まれた。なお、平成23年度予算では、高齢者の生きがい就労における子育て支援センターや高齢者による生活支援の立ち上げの支援補助と高齢者のケア付住宅の需要と供給のニーズ調査に総額1,890万円を充てる。

なお、国の「地域医療再生臨時特例交付金」を活用して地域医療が抱える課題を解決するために「千葉県地域医療再生プログラム」（平成21～25年度）を策定し、交付金の対象として採択された。このプログラムの中で、全県的な医療提供体制の整備に資する事業として、在宅医療従事者の確保育成や在宅医療提供システムの構築が計画されている。実施主体としては東京大学が寄附講座を設置し、医師の研修などを実施する予定となっている。また、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」の研究領域において、「セカンドライフの就労モデル開発研究」として採択され、高齢者のいきがい就労に対する補助を受けている。

柏市では、地域包括ケアシステムの具体化及び高齢者の生きがい就労の実現により、医療・看護・介護に住まいが一体となって住み慣れた地域で生活が送れる環境を整備するとともに、高齢者の就労やその他の活動によるコミュニティの構築といった長寿社会に対応可能なまちづくりに向けて取り組みが図られている。

在宅医療に係る負担軽減システム案

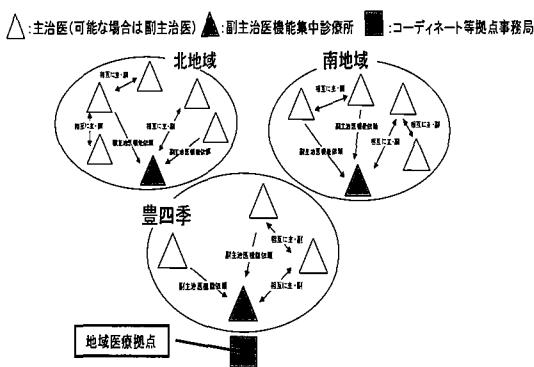
○ 共同で地域全体を支える体制の構築

→ 1つの診療所が数多くの患者を支えるだけでなく、多くの診療所が少しづつ支える事で多くの患者を支えるシステムを構築。

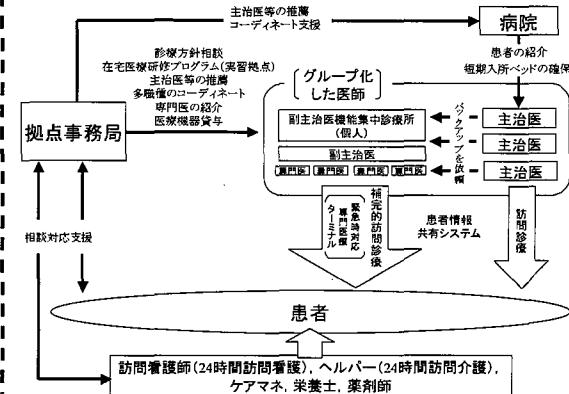
○ 主治医・副主治医の仕組みの構築

→ 主治医(患者を主に訪問診療する医師)と副主治医(主治医が訪問診療できない時の訪問診療を補完する医師)とが相互に協力して患者に訪問診療を提供。

<柏市全域での動き>



<システムの具体的な動き>



(図 1) 在宅医療に係る負担軽減システム案

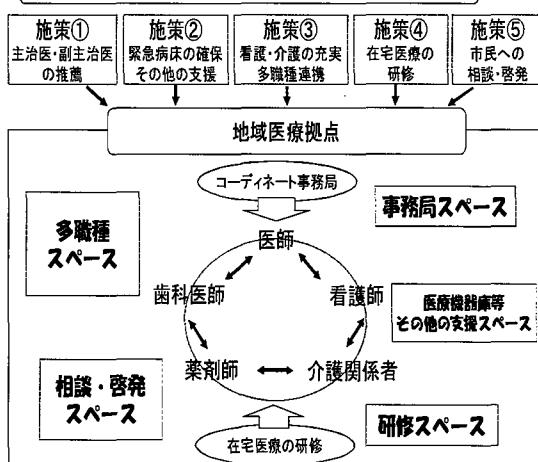
地域医療拠点の趣旨と機能について

- 地域医療拠点は、地域医療機関をサポートする中核になる。
- 柏市における連携の拠点。
 - ・ 地域医療、がん対策を含めた医療・看護・介護関係職種の連携
 - ・ 市民との医療・看護・介護に関する連携
- 医療・看護・介護の全情報の集積地。
- 平成25年度中に運営開始を予定。

地域医療拠点の機能

1. 市民からの相談の支援
2. 市民の医療に対する啓発・教育機能
3. 医師からの相談の支援(診療方針の相談)
4. 在宅医療に係る主治医及び副主治医の研修機能
5. 主治医の訪問診療を補完するバックアップ機能
 - ① 医師・コメディカルによる在宅医療・看護・介護の管理体制機能
 - ② 医療機器の貸与や専門医の紹介といった支援
6. 患者が病院から在宅に戻る際の退院調整の支援機能等
 - ① 主治医・副主治医の推薦
 - ※ コメディカルから主治医推薦の依頼があった場合にも対応
 - ② コメディカルの推薦(多職種のコーディネートを可能にする)

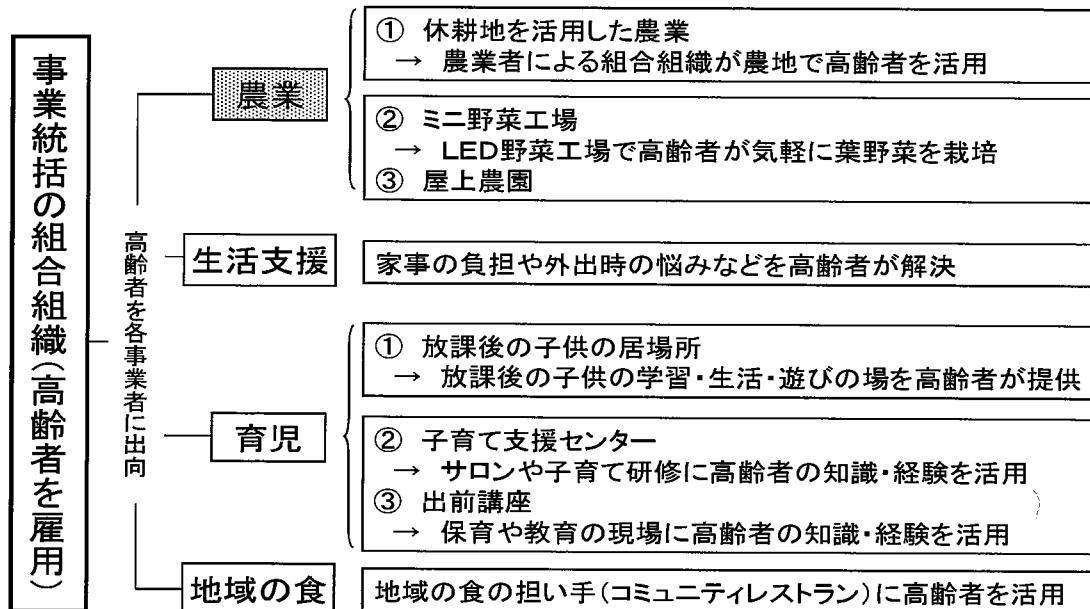
地域医療拠点の役割とスペースのイメージ



(図 2) 地域医療拠点の趣旨と機能について

高齢者の生きがい就労の全体像について

高齢者の生きがい就労は、4分野8事業（6～7事業者）



（図3）高齢者の生きがい就労の全体像について

豊四季台地域の再構築イメージ（案）



（図4）豊四季台地域の再構築イメージ（案）

事例6 「「地域の縁がわ」熊本モデル事業」（熊本県）

熊本県における平成22年の高齢化率は25.7%、総人口の4人に1人が高齢者となっており、その半数以上が75歳以上の高齢者となっている。熊本県では平成14年度に、福祉とまちづくりの融合、新しい福祉のあり方を目指し、福祉施策と住宅施策を連携させ、ひと（当事者）を中心においた地域福祉推進のための福祉サービス拠点施設を併設（合築）したモデル団地の建て替えプロジェクトをスタートさせた。また、平成16年3月に策定した熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」の第1番目の柱として、子ども、高齢者、障がい者など誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわづくり」を掲げ、そのモデルとして県営住宅（健軍団地）の1階に福祉機能（健軍くらしささえ愛工房）を整備した。この健軍くらしささえ愛工房の運営は、公募して選ばれたNPO法人が担うこととなり、県内の高齢者福祉、障害者福祉等に取り組む社会福祉法人やNPO、生協法人等5団体が連携したチームでサービス提供がされている。また、熊本県ではユニバーサルデザインを推進しており、健軍団地も全戸がユニバーサルデザイン対応となっている。

プロジェクトの概要（県単独施行）

- 公営住宅とまちづくり型の福祉施設の併設による先駆的な取組み
- 高齢者・障がい者・子ども等の地域共生を目指した取組み
- 構想段階から地域住民や地元商店街と連携
- ユニバーサルデザインを取り入れたプロセス重視の整備

1. 地域の縁がわづくり事業について

地域の縁がわは、コミュニティカフェや、小規模多機能型居宅介護事業所に併設された交流スペースなど、誰もが気軽に集い、交流や福祉サービスをうみだしていく地域支え合い活動の拠点の整備に支援を行うものである（図1）。

また、「地域の縁がわ」の機能を持ち、必要な時には日中活動利用や宿泊にも対応する「地域ふれあいホーム」の整備を進めていることとしている（図2）。

地域の縁がわづくり推進事業による整備数は、平成22年度末で85カ所となっており、地域の縁がわづくり推進事業の取り組みを含めると、221カ所となっている。「地域の縁がわ」の目標数は、第2期県福祉支援計画で平成27年度まで500カ所とされている。

平成23年度の補助対象となる事業については、以下の通りである。

	対象事業	対象経費	補助率・補助金額
施設整備事業	<p>交付決定日から平成24年2月29日までに実施される事業で以下の項目に該当するもの</p> <p>① 子ども、高齢者、障がい者など対象者を限定することなく、誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の施設整備等</p> <p>② 地域の縁がわの機能を持ち、デイサービスやお泊まりのサービスなど日中や夜間にも利用できる共生型の施設「地域ふれあいホーム」の施設整備等</p>	新築・改修・増築等工事費及び設備整備費	2/3 以内で、100万円まで (千円未満の端数は切り捨て)
先駆的交流事業	平成23年4月1日から平成24年2月29日までの期間に実施される事業で、熊本県内に設置された「地域の縁がわ」における地域住民との先駆的な交流事業	事業の開始に伴う経費のうち事業着手に必要な直接経費で、事業遂行上必要と認めたもの	2/3 以内で、80万円まで (千円未満の端数は切り捨て)

2. 健軍団地（健軍くらしささえ愛工房）の概要について

健軍団地は、熊本市電健軍町駅から商店街を抜けて徒歩約5分のところにあり、周囲には市営住宅や自衛隊官舎、公務員住宅などがある住宅地となっている。

昭和36～37年にかけて建設された健軍引揚者住宅の建て替え再整備を行う際、国土交通省住宅局の「公営住宅団地建て替えにおける社会福祉施設の併設に関する指針」を参考に、併設する福祉施設についての検討を行った。健軍地区は熊本市の中でも高齢化が進んでおり、交通の利便性が高く、商店街等の地域資源が豊富な地区であり、地域住民へのアンケート調査や座談会を行い、地域住民のニーズを調査したところ、福祉ニーズは高いという調査結果が得られた。このため県では、健軍地区が地域共生型の福祉モデル事業を行う地区として最適と判断し、平成16年3月に策定した県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」に基づき、県が重点的に進める「地域の縁がわづくり」のモデル事業として整備を行った。

健軍くらしささえ愛工房は、企画提案公募により決定したNPO法人が県から建物を賃借し運営している施設で、高齢者介護や、子育て支援、障害者支援、喫茶等、多機能な福祉施設を併設している（図3）。

また、商店街と近接していることから、運営法人の理事に、商店街の代表も入っており、商店街振興組合で発行されている「健軍カード」（満点になったら、商店街内でお得な特典を受けることができる）が、健軍くらしささえ愛工房でも利用ができるなど、商店街との連携を図っている。子育てサービスは幅広いエリアから利用者が集まっている。

る。

サービス拠点施設の概要については、以下の通りである。

整備内容	基本設備
①くらし安心処（約650m ² ） 先駆的な在宅福祉サービスを開発・普及するための複合在宅福祉サービスセンター	・小規模多機能型居宅介護（通い15人、泊まり9人） ・小規模型通所介護（15人／日） ・配食サービス
②地域の縁がわ（約350m ² ） 誰もが気軽にサービスを利用したり、参加できる多機能地域福祉スペース	・子育てルーム（親子の広場、一時預かり、子育て相談） ・喫茶コーナー（障害のある当事者による喫茶・軽食サービス等）
③その他 ・ボランティアの養成講座 ・健軍商店街にて若者の就職を支援する「若者サポートステーション」を開設・運営	

このように、地域福祉の拠点として整備した県有施設を、企画提案公募により選定したN P O 法人に有償で貸し付け、創意工夫を活かすとともに、地域住民や他団体等の参画も得ながら、人材育成も含め、先駆的な地域福祉サービスを行い、これをモデルとして、他地域への普及を図っている。